

# 令和4年御代田町農業委員会9月定例会議事録

- 日 時 令和4年9月30日(金) 開会 午後3時00分  
閉会 午後5時00分
- 場 所 御代田町役場 委員会室

## 出席農業委員 13名

会長	1番	大井 壽 尚	委員	9番	徳 吉 正 博
職務代理	2番	内 堀 文 夫	委員	10番	飯 塚 仁 子
委員	3番	萩 原 正 康	委員	11番	市 川 孝
委員	4番	浅 沼 伸 吉	委員	12番	塚 田 正 博
委員	6番	清 水 陽 子	委員	13番	萩 原 富士子
委員	7番	萩 原 隆	委員	14番	古 越 久 男
委員	8番	山 本 裕 之			

## 出席農地利用最適化推進委員 4名

茂木 直人	古越 優
金澤 賢司	高山 修浩

## 欠席者

内堀 孝昌 柳澤 弘久

事務局 局長 金井 英明  
係長 古越 易臣  
係員 齋藤 翔

## ■ 議 事

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請 (2件)
- (2) 農地法第4条の規定による転用許可申請 (1件)
- (3) 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請 (1件)
- (4) 農地法第5条の規定による転用許可申請 (6件)
- (5) 農地利用集積計画の決定について
- (6) 非農地通知発出について (7件)
- (7) その他

内堀会長代理

これより令和4年御代田町農業委員会9月定例会を開会いたします。

大井議長

農業委員会そば圃場での草刈りありがとうございました。無事にダツタンそばの収穫ができると思います。また、農地パトロールについてもタブレットが届き次第始まりますのでご協力よろしくをお願いします。本日は、非農地通知について申請が多くあります。非農地の判断基準について、議事終了後皆さまと確認したい事項がありますので、ご承知おきください。

議事録署名人は7番荻原隆委員、8番山本裕之委員を指名します。それでは、議事に入ります。議案第23号農地法第3条の規定による許可申請について、計画4-3-8の説明をお願いします。

事務局齋藤

議案第23号農地法第3条の規定による許可申請について、計画4-3-8を説明いたします。申請農地一筆目は大字面替■■■■■■■■■■、地目は田、面積は1,739㎡、二筆目は■■■■■■■■■■、地目は田、面積は224㎡、三筆目は■■■■■■■■■■、地目は畑、面積は565㎡です。譲受人、■■■■■■■■■■氏、譲渡人、■■■■■■■■■■氏です。譲渡人は贈与希望、譲受人も贈与希望です。

茂木推進委員

譲受人立ち合いでお話を伺ってきました。■■■■■■■■■■氏は5年前までは本申請地とは別の場所で農業を営まれておりましたが、腰を痛めてからは他の人に農地の管理をお願いしています。

本申請地の田は、農作業はしておらず柳の木も生えており、農地は段々になっているため農作業機械が入るのも難しく荒れた場所です。譲受人はこの場所の景観をよくするために草刈り等を譲受人同意のもとでいたようで、その際農地を譲渡したいと依頼があったようです。機械も入れませんので、稲作だと手植えをするしかありません。ですから、湿地を利用してセリやクレソンの栽培を検討しています。また、様子を見ながら稲作を体験できる場所も作っていきたいと考えているとのことです。

畑については、フジバカマを植えてアサギマダラが来るようにし、子どもたちが観察できる場にしたいと述べていました。水が湧き出している場所もありますので、昆虫の観察会もできそうです。確約書の内容にも問題はありません。

大井議長

何か意見はありますでしょうか。

<意見なし>

意見がないようですので、採決をします。承認される方の挙手を求めます。

<全員賛成>

全員賛成ですので、計画を承認します。

次に、計画 4-3-9 の説明をお願いします。

事務局齋藤

計画 4-3-9 を説明いたします。申請農地は大字草越 [ ]、地目は畑、面積は 102 m<sup>2</sup>です。譲受人、 [ ] 氏、譲渡人、 [ ] 氏です。譲渡人は農業廃止、譲受人は空き家付き農地取得です。

13 番  
荻原富士子委員

本申請地と隣の自宅については、譲渡人の [ ] が数年前に亡くなってから譲渡人が定期的に来て管理をしており、空き家バンクに登録し売りにだしているということを聞いておりました。畑は自宅の裏にあり、すべて擁壁で囲まれているため周りへの影響もなく、特に問題はないと思います。

大井議長

何か意見はありますでしょうか。

<意見なし>

意見がないようですので、採決をします。承認される方の挙手を求めます。

<全員賛成>

全員賛成ですので、計画を承認します。

議案第 24 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、計画 4-4-1 の説明をお願いします。

事務局齋藤

議案第 24 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、計画 4-4-1 を説明します。申請農地は大字馬瀬口 [ ]、地目は田、面積は 462 m<sup>2</sup>です。計画者は [ ] 氏です。集合住宅を建築する計画です。

11 番市川委員

本人に経過を聞いてまいりました。5 年前までは稲作をしていたようですが、会社勤めのかたですので手が回らず遊休農地となっていたようです。このまま遊休農地化するのもよろしく

ないので、今回転用をすることにしたとのこと。この田だけだと面積が小さいため周りの森林も一体として利用するようです。周辺農地への影響もないため、特に問題はないと思います。

大井議長

何か意見はありますか。

<意見なし>

意見がないようですので、採決をします。承認される方の挙手を求めます。

<全員賛成>

全員賛成ですので、計画を承認します。

議案第 26 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、計画 4-5-29 の説明をお願いします。

事務局齋藤

議案第 26 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、計画 4-5-29 を説明いたします。申請農地は大字御代田 [REDACTED] [REDACTED]、地目は畑、面積は 165 m<sup>2</sup>です。譲受人は [REDACTED] 氏、譲渡人は [REDACTED] 氏です。駐車場とする計画です。

9 番徳吉委員

この申請地へ行く道は町道ではありますが狭く地元の人が数人通るくらいかと思います。農地やそれ以外の用途でも使いづらい場所ですので、計画どおりの転用で問題はないと思います。

大井議長

何か意見はありますか。

<意見なし>

意見がないようですので、採決をします。承認される方の挙手を求めます。

<全員賛成>

全員賛成ですので、計画を承認します。

次に、計画 4-5-30 の説明をお願いします。

事務局齋藤

計画 4-5-30 を説明いたします。申請農地は大字御代田 [REDACTED] [REDACTED]、地目は田、面積は 530 m<sup>2</sup>です。譲受人は [REDACTED] 氏、譲渡人は [REDACTED] 氏です。住宅を建築する計画です。

8 番山本委員

地目は田となっておりますが、畑作をしており綺麗に管理さ

れております。周りは宅地等で囲まれておりますので、計画どおりの転用で問題はないと思います。

大井議長

何か意見はありますか。

〈意見なし〉

意見がないようですので、採決をします。承認される方の挙手を求めます。

〈全員賛成〉

全員賛成ですので、計画を承認します。

次に、計画 4-5-31 の説明をお願いします。

事務局齋藤

計画 4-5-31 を説明いたします。申請農地は大字御代田 [REDACTED]、地目は畑、面積は 1,363 m<sup>2</sup>と [REDACTED]、地目は畑、面積は 625 m<sup>2</sup>です。譲受人は [REDACTED] 氏、譲渡人は [REDACTED] 氏です。宅地分譲をする計画です。

4 番浅沼委員

周辺の水路とは離れており問題はありません。[REDACTED] は会社員ですので農業をしないと思います。また周囲は宅地ですし、隣接者にも計画を同意していただいているとのことですので、計画どおりの転用で問題はないと思います。

大井議長

何か意見はありますか。

〈意見なし〉

意見がないようですので、採決をします。承認される方の挙手を求めます。

〈全員賛成〉

全員賛成ですので、計画を承認します。

次に、計画 4-5-32 の説明をお願いします。

事務局齋藤

計画 4-5-32 を説明します。申請農地は大字御代田 [REDACTED]、地目は畑、面積は 944 m<sup>2</sup>です。譲受人は [REDACTED] 氏、譲渡人は [REDACTED] 氏です。集合住宅を建築する計画です。

11 番市川委員

譲渡人の [REDACTED] は農業をされていましたが、高齢のため農業をすることは難しいことと、譲渡人は会社員で農業経験もなく今後農業をする意思はないため、集合住宅を建築することと

なったようです。周りは宅地ですし、計画どおりの転用で問題はないと思います。

大井議長

何か意見はありますか。

〈意見なし〉

意見がないようですので、採決をします。承認される方の挙手を求めます。

〈全員賛成〉

全員賛成ですので、計画を承認します。

次に、議案第25号農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について計画4-6-7と4-5-33の説明をお願いします。

事務局齋藤

議案第25号農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について計画4-6-7と計画4-5-33を説明します。申請農地は大字御代田[REDACTED]、地目は畑、面積は546㎡です。譲受人は[REDACTED]氏、譲渡人は[REDACTED]氏です。集合住宅を建築する計画です。

4番浅沼委員

周辺はアパートや別荘で囲まれており、畑として利用するには難しい場所ですので、計画どおりの転用で問題はないと思います。

大井議長

何か意見はありますか。

〈意見なし〉

意見がないようですので、採決をします。承認される方の挙手を求めます。

〈全員賛成〉

全員賛成ですので、計画を承認します。

次に、計画4-5-34の説明をお願いします。

事務局齋藤

計画4-5-34を説明します。申請農地は大字馬瀬口[REDACTED]、地目は田、面積は88㎡と[REDACTED]、地目は田、面積は132㎡です。譲受人は[REDACTED]氏、譲渡人は[REDACTED]氏です。貸し駐車場とする計画です。

高山推進委員

2月の定例会で許可された東側の農地は既に造成が完了しており、残された本申請地もせつかくであれば一緒に造成をすればいいなあ、と2月の時点で私ども地区担当は考えておりました。周囲は宅地に囲まれています。そのため、計画どおりの転用で問題はないと思います。

大井議長

何か意見はありますか。

<意見なし>

意見がないようですので、採決をします。承認される方の挙手を求めます。

<全員賛成>

全員賛成ですので、計画を承認します。

次に、議案第27号農地利用集積計画の決定について説明をお願いします。

事務局齋藤

議案第27号農地利用集積計画の決定について説明いたします。利用権の設定を受ける者が5名です。田が5筆、6,418㎡、畑が7筆、14,934㎡です。

大井議長

何か意見はありますか。

<意見なし>

意見がないようですので、採決をします。承認される方の挙手を求めます。

<全員賛成>

全員賛成ですので、計画を承認します。

議案第28号非農地通知発出受付53番について説明をお願いします。

事務局齋藤

議案第28号非農地通知発出受付53番について説明します。申請農地は大字塩野■■■■■、地目は畑、面積は743㎡、申請者■■■■■氏です。申請地は現況が山林であるため耕作できません。また今後農地として利用する意思もないことから本申請が提出されました。

内堀会長代理

事務局が述べた状況どおりで、畑作をするにしてもクマなどがでるところです。非農地で問題ないと思います。

大井議長

何か意見はありますか。

〈意見なし〉

意見がないようですので、採決をします。承認される方の挙手を求めます。

〈全員賛成〉

全員賛成ですので、申請を承認します。

非農地通知発出受付 60 番について説明をお願いします。

事務局齋藤

非農地通知発出受付 60 番について説明します。申請農地は大字塩野 [REDACTED]、地目はすべて畑、面積は合計 1,851 m<sup>2</sup>、申請者 [REDACTED] 氏です。申請地は現況が山林であるため耕作できません。また今後農地として利用する意思もないとのことから本申請が提出されました。

6 番清水委員

30 年ほど前に購入されたようですが、耕作はしていないため山林化しております。農業をする場所の条件としてはいいですが、現況山林ですので非農地で問題ないと思います。

大井議長

何か意見はありますか。

〈意見なし〉

意見がないようですので、採決をします。承認される方の挙手を求めます。

〈全員賛成〉

全員賛成ですので、申請を承認します。

非農地通知発出受付 61 番について説明をお願いします。

事務局齋藤

非農地通知発出受付 61 番について説明します。申請農地は大字馬瀬口 [REDACTED]、地目は畑、面積は 2,757 m<sup>2</sup>、申請者 [REDACTED] 氏と [REDACTED] 氏です。申請地は現況が山林であるため耕作できません。また今後農地として利用する意思もないとのことから本申請が提出されました。

6 番清水委員

申請者の [REDACTED] が数年前に亡くなられて、現所有者が相続をしたそうですが、相続した時点で山林化していたとのことですので。土地の整理をするなかで、耕作ができない本農地を手放すために申請があったようです。現況山林ですので非農地で問題



ないと思います。

大井議長

何か意見はありますか。

<意見なし>

意見がないようですので、採決をします。承認される方の挙手を求めます。

<全員賛成>

全員賛成ですので、申請を承認します。

非農地通知発出受付 62 番について説明をお願いします。

事務局齋藤

非農地通知発出受付 62 番について説明します。申請農地は大字草越 [REDACTED]、地目は畑、面積は 3,192 m<sup>2</sup>、申請者 [REDACTED] 氏です。申請地は現況が山林であるため耕作できません。また今後農地として利用する意思もないことから本申請が提出されました。

9 番徳吉委員

西側は農道で砂利道になっております。それ以外の周囲は宅地であり、現況山林ですので非農地で問題ないと思います。

大井議長

何か意見はありますか。

<意見なし>

意見がないようですので、採決をします。承認される方の挙手を求めます。

<全員賛成>

全員賛成ですので、申請を承認します。

非農地通知発出受付 65 と 66 番について説明をお願いします。

事務局齋藤

非農地通知発出受付 65 と 66 番について説明します。申請農地は大字塩野 [REDACTED]、地目は畑、面積は 331 m<sup>2</sup>、申請者 [REDACTED] 氏と [REDACTED]、地目は畑、面積は 330 m<sup>2</sup>、申請者 [REDACTED] 氏と [REDACTED] 氏です。申請地は現況が山林であるため耕作できません。また今後農地として利用する意思もないことから本申請が提出されました。

内堀会長代理

千メートル林道の北側です。現況山林ですので非農地で問題ないと思います。

大井議長

何か意見はありますでしょうか。

<意見なし>

意見がないようですので、採決をします。承認される方の挙手を求めます。

<全員賛成>

全員賛成ですので、申請を承認します。

非農地通知発出受付 67 番について説明をお願いします。

事務局齋藤

非農地通知発出受付 67 番について説明します。申請農地は大字御代田 [REDACTED]、地目は畑、面積は 0.58 m<sup>2</sup>、申請者 [REDACTED] 氏です。申請地は現況が極小であるため耕作できません。また今後農地として利用する意思もないとのことから本申請が提出されました。

12 番塚田委員

この場所は 30 年前から 40 年前に埋め立てられてできた場所です。申請者や家族たちもどういう経緯で畑として残ってしまったのか分からないようです。今後処分をしたいために、本申請を提出したとのことでした。

大井議長

何か意見はありますでしょうか。

<意見なし>

意見がないようですので、採決をします。承認される方の挙手を求めます。

<全員賛成>

全員賛成ですので、申請を承認します。

事務局から、事務連絡

非農地判断の基準について確認

両手で円を作った太さ程度の幹をもつ樹木が見渡す限り生えているような場所は非農地として認めてよいとする。

それ以外は慎重に判断する。

農振農用地の見直しについて現段階での計画を説明

内堀会長代理

以上で御代田町農業委員会 9月定例会を終了します。お疲れ様でした。

この議事録(令和4年9月定例会)の内容に相違ないことを証するため、

下記に署名する

農業委員会長

大井 亨尚

議事録署名委員

萩原 隆

議事録署名委員

山本 祐之